

## 大阪市こども本の森中之島条例案

### (設置)

第1条 大阪市こども本の森中之島（以下「本の森」という。）を大阪市北区中之島1丁目に設置する。

### (目的)

第2条 本の森は、子ども等に対し、文学を中心とした良質で多様な芸術文化等に触れる機会を提供することにより、子どもの豊かな創造性や感性を育むとともに、将来に向けて芸術文化を継承し、発展し、及び創造していく人材を育成し、もって芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本の森は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもを対象とする図書の利用に関すること
- (2) 子どもを対象とする図書を活用した芸術文化等に触れるための場の創出に関すること
- (3) 子どもを中心とした来館者が交流するための場の創出に関すること
- (4) その他市長が必要と認める事業

### (休館日)

第4条 本の森の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日以外の日）
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、第7条の規定により本の森の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、本の森の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は本の森の効用を発揮するため必要があるときは、

あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

- 3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第5条 本の森の供用時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、本の森の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第5条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項」と読み替えるものとする。

(入館の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物、附属設備又は展示品を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(管理の代行)

第7条 本の森の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第8条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 本の森の名称及び所在地

- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

（指定申請）

第9条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市長の定めるところにより、本の森の管理に関する事業計画書その他市長が定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

（欠格条項）

第10条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
  - ア 第1号に該当する者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

（指定管理予定者の選定）

第11条 市長は、第9条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第2条の目的に照らし本の森の効用を最大限に発揮するとともに、本の森の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 本の森の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本の森の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第12条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は本の森の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる本の森の事業の実施に関すること
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- (3) その他本の森の管理に関すること

(施行の細目)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第8条から第12条までの規定は、公布の日から施行する。

平成30年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

建物等に係る負担付きの寄附を受納することから、子ども等に対し、文学を中心とした良質で多様な芸術文化等に触れる機会を提供する施設として、こども本の森中之島を設置するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。